

令和元年特定災害関連義援金に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

※ 「令和元年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等（被災者又はその遺族）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

- ① 令和元年8月26日から同月29日までの間の豪雨による災害（令和元年8月豪雨）
- ② 令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和元年10月24日から同月26日までの間の豪雨による災害

趣旨

被災者等が自ら令和元年特定災害関連義援金を使用することができるようにするため、令和元年特定災害関連義援金について、差押え等を禁止するもの。

第一 義援金の受給権の差押え等の禁止（1項）

令和元年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止。

第二 義援金として交付を受けた金銭の差押えの禁止（2項）

令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭について、差し押さえることを禁止。

施行期日：公布の日

検討条項：

差押えの禁止等の対象となる義援金の範囲その他の義援金の差押禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。